

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（第12条の2）」により定められた制度です。

この制度は、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできませんが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではありません。

業種及び業務の内容（「平成14年厚生労働省健康局生活衛生課長通知 第2-1」より抜粋）

業種	業務の内容
建築物清掃業（1号）	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業（2号）	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業（3号）	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業（4号）	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業（5号）	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業（6号）	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業（7号）	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物※の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業（8号）	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せて行う事業

※ 建築物ねずみ昆虫等防除業者が行う防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しません。

1 登録の基準及び申請方法（法第12条の2-2）

- 登録を受けるには、各事業を行うための機械器具その他の設備、事業に従事する者の資格、作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が一定の基準を満たしていなければなりません。
- 登録は、事業区分に応じて営業所※ごとに行います。広島市で登録を受けるには、広島市保健所長に登録の申請を行うことになります。登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできません（法第12条の10「表示の制限」）。
- 登録の有効期限は6年間ですが、これを超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には新たに登録を受ける必要があります（平成14年厚生労働省健康局生活衛生課長通知 第2-3「登録の有効期間」）。

営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではありません。（平成14年厚生労働省健康局生活衛生課長通知 第2-2「営業所」）。

2 登録の表示（法第 12 条の 3）

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、次のとおり登録業者である旨の表示をすることができます。

業種	表示の内容
建築物清掃業（1号）	登録建築物清掃業
建築物空気環境測定業（2号）	登録建築物空気環境測定業
建築物空気調和用ダクト清掃業（3号）	登録建築物空気調和用ダクト清掃業
建築物飲料水水質検査業（4号）	登録建築物飲料水水質検査業
建築物飲料水貯水槽清掃業（5号）	登録建築物飲料水貯水槽清掃業
建築物排水管清掃業（6号）	登録建築物排水管清掃業
建築物ねずみ昆虫等防除業（7号）	登録建築物ねずみ昆虫等防除業
建築物環境衛生総合管理業（8号）	登録建築物環境衛生総合管理業

3 変更及び廃止の届出（規則第 33 条及び平成 14 年厚生労働省健康局生活衛生課長通知第 5「変更の届出等」）

(1) 登録を受けた者は、次の事項に変更を生じたときは、その日から 30 日以内に、その旨を広島市保健所長に届け出る必要があります。

- ① 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ② 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- ③ 監督者等
- ④ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

(2) (1)の②から④に変更があったときは、変更後も施行規則第 25 条から 30 条までに規定する基準に適合することを証する書類を添付してください。

(3) 登録に係る事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、登録証明書を添えて広島市保健所長に届け出なければなりません。

4 登録の取り消し（法第 12 条の 4）

登録を受けた営業所が、登録の基準に適合しなくなったときは、登録を取り消されることがあります。

5 報告、検査等（法第 12 条の 5）

保健所長は、必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告を求めます。また、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問をすることができます。

＜継続して登録を受ける場合の申請時期等について＞

- ・継続して登録を受ける場合の申請の時期については、登録の有効期限の 2 か月前から申請を受け付けています。
- ・登録の有効期限内に申請された場合、登録番号を引き続き使用できます。登録の有効期限を過ぎ、申請された場合、新規申請の取り扱いとなり、登録番号が変更になります。
- ・登録の有効期限内に申請され、登録の有効期限内に登録の基準に適合していると認められた場合、次の有効期間と開始日は、登録満了日の翌日になります。
- ・登録の有効期限内に申請された場合でも、登録の有効期間を過ぎてから登録の基準に適合していると認められた場合、適合が確認できた日の次の日からが次の有効期間の開始日となります。
- ・登録の基準は立入調査や申請書類等により確認しています。

1 登録申請手数料

手数料は、申請時に保健所窓口で納付が必要です。業種ごとの申請手数料は、次のとおりです。

業種	申請手数料
建築物清掃業（１号）	35,000 円
建築物空気環境測定業（２号）	35,000 円
建築物空気調和用ダクト清掃業（３号）	35,000 円
建築物飲料水水質検査業（４号）	35,000 円
建築物飲料水貯水槽清掃業（５号）	35,000 円
建築物排水管清掃業（６号）	35,000 円
建築物ねずみ昆虫等防除業（７号）	35,000 円
建築物環境衛生総合管理業（８号）	45,000 円

2 登録基準

1 一般的事項

○登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（以下、「物的要件」という。）、事業に従事する者の資格に関する基準（以下、「人的要件」という。）及びその他の事項に関する基準（以下、「その他の要件」という。）に大別されます。

○同一の営業所において、２以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって２以上の事業の登録要件に該当するものすることはできません。

2 留意事項

(1) 物的要件について

○機械器具その他の設備等（以下、「機械器具等」という。）は営業所ごとに常備する必要があります。
なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合（他県にあるような場合を含む。）や、作業場に置かれている場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合は登録の対象になります。

○機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象となります。

○同一の営業所において、２以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって２以上の事業の登録要件に該当するものとはできません。

(2) 人的要件について

○同一の者を２以上の営業所又は２以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。

○監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできません。

○建築物空気環境測定業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業については、建築物環境衛生管理技術者を監督者等として登録することができます（※この免状で過去に一度も監督者等として登録されたことがない者に限る。）引き続き登録を受ける際にもその者を監督者等とする場合には再講習が必要です。

○従事者の研修は、原則として作業に従事する者の全員が１年に１回以上受ける必要があります。

（※作業監督者が実際の作業に従事する場合も、従事者研修を受講する必要があります。）

ただし、監督者講習会を受講した作業監督者が従事者研修の指導者となる場合は従事者研修の受講は必要ありません。）

3 各業種の登録手続きに必要な書類、登録基準及び留意事項

登録の申請にあつては、次の申請書及び添付書類の提出が必要です。なお、それ以外にも、状況に応じて添付が必要な書類があります。

- ☐ 登録申請書 (様式第1号)
- ☐ 設備・機器名簿 (様式第2号)
- ☐ 監督者等名簿 (様式第3号)
- ☐ 研修実施状況(計画)(様式第4号)
 - ※ 建築物空気環境測定業、建築物飲料水水質検査業を除く
 - ※ 新規登録の場合は過去1年分の実施状況及び翌年の予定の提出
 - ※ 継続して登録する場合は過去6年分の実施状況及び翌年の予定の提出
- ☐ 作業実施方法等 (様式第5-1号、第5-2号)
- ☐ 営業所の見取図等 (様式第6-1号)
 - ※ 建築物飲料水水質検査業の場合、検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置図
- ☐ 保管庫の状態 (様式第6-2号)
 - ※ 建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業のみ

【その他添付書類】

- ☐ 浮遊粉じん計の較正を行っていることを証する書面の写し
 - ※ 建築物空気環境測定業、建築物環境衛生総合管理業のみ
 - ※ 新規登録の場合は申請日の1年以内の較正の記録
 - ※ 継続して登録する場合は過去6年分の較正の記録(毎年分)
- ☐ 登録営業所に付随する主要な保管場所以外に機械器具等を備えているときは、それらの写真
- ☐ 監督者等有資格者であることを証する書類(監督者講習会修了証書の写し等)※
- ☐ 過去の研修の実施状況については、次の書類

登録団体の指導により行う従事者研修制度を利用して従事者研修を実施した場合	登録団体により発行された証明書の写し
登録団体が実施する従事者研修に従業員を全員参加させた場合	研修の証明書又は研修出席者全員の修了証書の写し
登録団体によらず、 自社研修を実施した場合	研修内容等を記載(様式第4号) 研修で使用したテキストの表紙の写し又は資料を添付 ※ 研修の指導者については、研修を実施した時点での資格を確認できる書類(監督者講習会修了証書の写し等)を添付

- ☐ 作業報告書又は作業仕様書等の様式
- ☐ 公益法人、事業協同組合等の申請には、定款又は寄付行為の写し
- ☐ 法人の申請の場合、登記事項証明書の写し

※ 水質検査実施者については次のいずれかの書類

資格の種類	提出する書類
学校教育法に基づく大学等※ ¹ において理学等の課程※ ² を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)
衛生検査技師※ ³ 又は臨床検査技師であつて、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書(写しでも可)
学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)
上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者	
・技術士(衛生工学部門又は水道部門に限る)※ ⁴	技術師登録証の写し
・学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(写しでも可)

※¹ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校

※² 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学もしくは獣医学の課程又はこれに相当する課程

※³ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)附則第3条第1項に規定する者

※⁴ 技術士法第2条に規定する技術

(1) 建築物清掃業

物的要件	人的要件	
・ 真空掃除機 ・ 床みがき機	〈清掃作業監督者〉	〈作業従事者〉
	職業能力開発促進法に基づくビルクリーニングの職種（等級の区分が一級の者に限る。）に係る検定合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者（それぞれ修了した日から6年を経過しない者） ・ 清掃作業監督者講習会修了者 ・ 清掃作業監督者再講習会修了者	従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること
その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号（118号一部改正）」より抜粋		
清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。		
- 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。 - カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。 - 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。 - 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。 - 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。 - 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。 1から6までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。 7に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。 - 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 - 建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。		
留意事項：作業実施方法等の書面（様式5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。		
- 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） - 機械器具等の点検の方法 - 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法 - 作業報告作成の手順		

清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方> 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

<1年目カリキュラム>

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

<2年目以降カリキュラム> 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

機械器具・資材の使用 方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用 方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分

(2) 建築物空気環境測定業

物的要件		人的要件〈空気環境測定実施者〉	
・ 浮遊粉じん測定器 ・ 一酸化炭素検定器 ・ 二酸化炭素検定器 ・ 温度計（目盛 0.5 度以上） ・ 湿度計（目盛 0.5 度以上） ・ 風速計（0.2m/s 以上の測定ができること） ・ 空気環境の測定に必要な器具 （測定器固定用スタンド等 床上 75 cm以上 150 cm以下）		・ 空気環境測定実施者講習会修了者 ・ 空気環境測定実施者再講習会修了者 （上記はそれぞれ修了した日から 6 年を経過しない者） ・ 建築物環境衛生管理技術者（ただし再講習は必要） ※過去に一度も実施者として登録されたことがない者に限り、建築物空気環境測定実施者として登録することができます。（引き続き登録を受ける際にもその者を実施者とする場合には再講習が必要です。）	
その他の要件「平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号（118 号一部改正）」より抜粋			
空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。			
1 空気環境の測定は、規則第 3 条の 2 第 1 号に定める方法に準じて行うこと。			
第 3 条の 2 令第 2 条第 1 号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。			
1 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 cm以上 150 cm以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第 2 号から第 6 号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。			
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μmのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器		
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器		
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器		
4 温度	0.5 度目盛の温度計		
5 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計		
6 気流	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計		
7 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器		
2 空気環境の測定の結果を 5 年間保存すること。			
3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。			
4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1 及び 3 に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。			
5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。			
留意事項：作業実施方法等の書面（様式 5－1）の作業手順には、次の内容を含めること。			
・ 空気環境の測定方法 ・ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ・ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名			

(3) 建築物空気調和用ダクト清掃業

物的要件		人的要件	
・電気ドリル及びシャー又はニブラ ・内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ・コンプレッサー ・集じん機 ・真空掃除機 ・電子天びん又は化学天びん		〈ダクト清掃作業監督者〉	〈作業従事者〉
		・ダクト清掃作業監督者講習会修了者 ・ダクト清掃作業監督者再講習会修了者 (上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者) ・建築物環境衛生管理技術者(ただし再講習は必要) ※過去に一度も監督者として登録されたことがない者に限り、ダクト清掃作業監督者として登録することができます。(引き続き登録を受ける際にもその者を監督者とする場合には再講習が必要です。)	従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること
その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋			
空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。			
1 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。 2 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。 5 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 6 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。			
留意事項：作業実施方法等の書面(様式5-1)の作業手順には、次の内容を含めること。			
・作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。) ・機械器具等の点検の方法 ・ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法 ・作業報告作成の手順			

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞ 7 時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

＜1 年目カリキュラム＞

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原則	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図	40 分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110 分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生 ／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60 分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60 分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60 分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト ／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／図面の見方	90 分

＜2 年目以降カリキュラム＞ 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

ダクト清掃の基本原則	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50 分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100 分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策 ／現場での安全衛生(リスクアセスメント、KYK)	40 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業 ／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30 分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60 分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品 ／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット ／空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100 分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法 ／汚染診断の計画と具体例	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向／空気調和用ダクト以外のダクト清掃	40 分

(4) 建築物飲料水水質検査業

物的要件	人的要件〈水質検査実施者〉
・ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ・ 乾燥器 ・ フレームレス—原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置 ・ イオンクロマトグラフ ・ 全有機炭素定量装置 ・ 分光光度計又は光電光度計 ・ pH 計 ・ ガスクロマトグラフ—質量分析計 ・ 電子天びん又は化学天びん	・ 学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者 ・ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者 ・ 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者 ・ 上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる次の者 ①技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る） ②学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者

その他の要件 一部「平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号（118 号一部改正）」より抜粋

水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

「水質検査を的確に行うことができる検査室」は、基本的に以下の要件を満たすものとする。

- ・ 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ・ 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ・ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ・ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ・ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- ・ 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。

- 1 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 3 水質検査の結果を 5 年間保存すること。
- 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1、2、4 及び 5 に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、検査結果の保存は自ら実施すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式 5－1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
- ・試薬及び標準物質の保管方法
- ・検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- ・機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

※ 水質検査実施者については次のいずれかの書類を添付すること

資格の種類	提出する書類
学校教育法に基づく大学等※ ¹ において理学等の課程※ ² を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書
衛生検査技師※ ³ 又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書
上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者	
・技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る）※ ⁴	技術師登録証の写し
・学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書

※¹ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校

※² 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学もしくは獣医学の課程又はこれに相当する課程

※³ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 1 項に規定する者

※⁴ 技術士法第 2 条に規定する技術士

(5) 建築物飲料水貯水槽清掃業

物的要件	人的要件	
※飲料水の貯水槽の清掃に専用のもの ・揚水ポンプ ・高圧洗浄機 ・残水処理機 ・換気ファン ・防水型照明器具 ・色度計、濁度計及び残留塩素測定器	〈貯水槽清掃作業監督者〉	〈作業従事者〉
	・貯水槽清掃作業監督者講習会修了者 ・貯水槽清掃作業監督者再講習会修了者 (上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者) ・建築物環境衛生管理技術者(ただし再講習は必要) ※過去に一度も監督者として登録されたことがない者に限り、貯水槽清掃作業監督者として登録することができます。(引き続き登録を受ける際にもその者を監督者とする場合には再講習が必要です。)	従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること

その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋

機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること

機械器具の専用の保管庫は、基本的には以下の要件を満たすこと。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。(①)
- ・機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。(②)
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。(③)
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。また、塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認めることがある。
- ・前述の①から③に掲げる要件を満たしていること。
- ・自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、

委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- ・使用する塩素剤の名称及び使用方法
- ・機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- ・機械器具等の点検の方法
- ・保管庫の管理責任者の氏名
- ・従事者の検便等の時期及び検査機関
- ・作業報告作成の手順

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方> 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

<1年目カリキュラム>

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意 ／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法（貯湯槽含む）	飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水 ／飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点 ／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置 ／作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令 ／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

<2年目以降カリキュラム> 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意 ／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格 ／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法 ／各感染症（レジオネラ症）	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置 ／作業報告書の作成／電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令 ／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60分

(6) 建築物排水管清掃業

物的要件	人的要件	
※排水管の清掃に専用のもの ・内視鏡 (写真を撮影することができるものに限る。) (15メートル程度以上のもの) ・高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ・ワイヤ式管清掃機 ・空圧式管清掃機 ・排水ポンプ	〈排水管清掃作業監督者〉	〈作業従事者〉
	・排水管清掃作業監督者講習会修了者 ・排水管清掃作業監督者再講習会修了者 (上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者) ・建築物環境衛生管理技術者 ※ 過去に一度も監督者として登録されたことがない者に限り、排水管清掃作業監督者として登録することができます。(引き続き登録を受ける際にもその者を監督者とする場合には再講習が必要です。)	従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること
その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋		
機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。 機械器具の専用の保管庫は、基本的には以下の要件を満たすものであること。 ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。(①) ・機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。(②) ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。(③) ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること ・保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。また、薬剤もこれに準じて適切に保管に保管すること。 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認めることがある。 ・前述の①から③までに掲げる要件を満たしていること。 ・自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 ・冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。		
排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業の用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。		
1 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。		
2 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。		
3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。		
4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。		
5 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。		
6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。		
7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。		
留意事項：作業実施方法等の書面(様式5-1)の作業手順には、次の内容を含めること。		
・作業工程(排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。) ・機械器具等の点検の方法 ・保管庫の管理責任者の氏名 ・作業報告作成の手順		

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞ 7 時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

＜1 年目カリキュラム＞

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査—	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査 ／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準 ／検査の項目・方法・評価基準	60 分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法 ／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理 ／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令 ／トラブル事例と対策	60 分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目 ／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60 分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60 分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60 分

＜2 年目以降カリキュラム＞ 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査—	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90 分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	機械的洗浄方法—高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項 ／ 化学的洗浄方法—アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項 ／ディスプレイ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令 ／トラブル事例と対策	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目 ／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60 分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60 分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60 分
排水槽及びグリース阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理 ／トラブル事例と対策	60 分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性 ／標準作業仕様	60 分

(7) 建築物ねずみ昆虫等防除業

物的要件	人的要件	
・ 照明器具、 調査用トラップ及び実体顕微鏡 ・ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ・ 噴霧機及び散粉機 ・ 真空掃除機 ・ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動 ファン付き呼吸用保護具及び消火器	〈防除作業監督者〉	〈作業従事者〉
	・ 防除作業監督者講習会修了者 ・ 防除作業監督者再講習会修了者 (それぞれ修了した日から6年を経過しない者)	従事者全員が年 1回以上研修を 修了した者であ ること

その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋

機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること

機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫については以下の要件を満たすこと

- ・ 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。(①)
- ・ 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。(②)
- ・ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。(③)
- ・ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。(④)
- ・ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認めることがある。
- ・ 上記①から④までに掲げる要件を満たしていること。
- ・ 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・ 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- ・ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも

該当すること。

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。		
留意事項：作業実施方法等の書面（様式５－１）の作業手順には、次の内容を含めること。		
・作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。） ・使用する薬剤の種類 ・薬剤の保管方法 ・機械器具等の点検の方法 ・保管庫の管理責任者の氏名 ・作業報告作成の手順		
防除作業従事者研修カリキュラム例		
＜カリキュラムの考え方＞ 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。		
＜1年目カリキュラム＞		
研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
＜2年目以降カリキュラム＞ 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。		
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。		
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫（食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか）の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

(8) 建築物環境衛生総合管理業

物的要件	人的要件	
	〈監督者等〉	〈作業従事者〉
・ 真空掃除機 ・ 床みがき機 ・ 浮遊粉じん測定器 ・ 一酸化炭素検定器 ・ 二酸化炭素検定器 ・ 温度計（目盛 0.5 度以上） ・ 湿度計（目盛 0.5 度以上） ・ 風速計（0.2m/s 以上の測定ができること） ・ 空気環境の測定に必要な器具（測定器固定用スタンド等 床上 75 cm以上 150 cm以下） ・ 残留塩素測定器	統括管理者、清掃作業監督者、 空調給排水管理監督者、空気環境測定実施者 ○ 統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者、空気環境測定実施者は兼務不可。 ○ 統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者は各 1 名配置すること。	清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者全員が年 1 回以上研修を修了した者であること

その他の要件「平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号（118 号一部改正）」より抜粋

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。

- 1 掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働省告示第 117 号の第 1 の 1 から 8 までに掲げる要件を満たしていること。

第 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「規則」という。）第 25 条第 4 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6 月以内ごとに 1 回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 7 1 から 6 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 8 7 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3 月以内ごとに 1 回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

- 2 空調設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- (1) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- (2) 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- (3) 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- (4) ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- (6) 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
- (7) 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。

- 3 機械換気設備の維持管理を、2 の (1)、2 の (4) 及び 2 の (5) に定めるところにより行うことができること。

4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働省告示第 117 号の第 2 の 1 から 3 までは掲げる要件を満たしていること。

第 2 規則第 26 条第 3 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

1 空気環境の測定は、規則第 3 条の 2 第 1 号に定める方法に準じて行うこと。

第 3 条の 2 令第 2 条第 1 号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

1 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 cm 以上 150 cm 以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第 2 号から第 6 号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μm のステアリン酸粒子を 99.9% 以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 μm 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
4 温度	0.5 度目盛の温度計
5 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計
6 気流	0.2m 毎秒以上の気流を測定することができる風速計
7 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

2 空気環境の測定の結果を 5 年間保存すること。

3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

5 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- (1) 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- (2) 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、厚生労働省告示第 117 号の第 5 の 4 と同様の措置を講ずること。

第 5 の 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1 残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上。結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上。
2 色度	5 度以下であること。
3 濁度	2 度以下であること。
4 臭気	異常でないこと。
5 味	異常でないこと。

- (3) 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (6) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
- (7) 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- (8) 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (9) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

6 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- (1) 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- (2) 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- (3) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- (6) 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (7) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

7 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- (1) トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
- (2) 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (3) 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

8 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

9 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から8までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式5－1）の作業手順には、次の内容を含めること。

〈清掃について〉

- ・ 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
- ・ 機械器具等の点検の方法
- ・ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- ・ 作業報告作成の手順

〈空気環境測定について〉

- ・ 空気環境の測定方法
- ・ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ・ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

〈その他〉

- ・ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- ・ 上記に関する作業報告作成の手順

清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞ 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

＜1年目カリキュラム＞

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

＜2年目以降カリキュラム＞ 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

機械器具・資材の使用 方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用 方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分

※ 監督者等について（それぞれ講習の課程を修了し、修了から6年を経過しない者）

統括管理者	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けているものであって、次のいずれかに該当する者 ・統括管理者講習会修了者 ・統括管理者際講習会修了者
清掃作業監督者	職業能力開発促進法に基づくビルクリーニングの職種（等級の区分が一級の者に限る。）に係る検定合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者 ・清掃作業監督者講習会修了者 ・清掃作業監督者再講習会修了者
空調給排水管理監督者	職業能力開発促進法に基づくビル設備管理の職種に係る検定合格者または建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者 ・空調給排水管理監督者講習会修了者 ・空調給排水管理監督者再講習会修了者
空気環境測定実施者	・空気環境測定実施者講習会修了者 ・空気環境測定実施者再講習会修了者 ・建築物環境衛生管理技術者（※過去に一度も監督者等として登録されたことがない者に限り、空気環境測定実施者として登録できます。引き続き登録を受ける際にもその者を実施者とする場合には再講習が必要です。）